

令和5年度山形県公文書等管理委員会 議事概要

・日 時／令和6年2月29日（金） 午後2時30分～午後4時30分

・場 所／山形県庁15階 1502会議室

・出席者／委 員 和泉田保一委員、加藤諭委員、佐藤正三郎委員、葉丸委員
事 務 局 総務部次長、高等教育政策・学事文書課長 ほか

1. 開 会

2. 紹 介

3. 委員長等選出

- (1) 委員の互選により、和泉田委員が委員長に選出された。
- (2) 和泉田委員長が加藤委員を委員長職務代行者に指名した。

4. 報 告

- (1) 公文書の管理に係る県の取組状況について
事務局から、公文書の管理に係る県の取組状況について報告を行った。
- (2) 文書管理規程の一部改正について
事務局から、文書管理規程の一部改正について報告を行った。

5. 協 議

- (1) 令和5年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイルについて
(意見聴取)

○ 令和5年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について事務局が説明を行い、廃棄予定公文書ファイル50,463ファイルのうち、事前確認の結果疑義が生じた5ファイルについて委員が現物確認を行い、協議を行った。

- I 「美しい森林むらづくり関係事業計画書、美しい森林むらづくり基本構想策定事業、美しい森林むらづくりモデル事業」（平成5年度）
- II 「平成五年度低温日照不足農作物等気象災害①」（平成5年度）
- III 「平成五年度低温日照不足農作物等気象災害②」（平成5年度）
- IV 「平成五年度低温日照不足農作物等気象災害③」（平成5年度）
- V 「公営競技関係綴」（平成5年度）

- 協議の結果、3冊が歴史公文書に該当するとされ、2冊が廃棄について同意された。

【歴史公文書に該当】

- ・「平成五年度低温日照不足農作物等気象災害①」（平成5年度）
- ・「平成五年度低温日照不足農作物等気象災害②」（平成5年度）
- ・「公営競技関係綴」（平成5年度）

【廃棄について同意】

- ・「美しい森林むらづくり関係事業計画書、美しい森林むらづくり基本構想策定事業、美しい森林むらづくりモデル事業」（平成5年度）
- ・「平成五年度低温日照不足農作物等気象災害③」（平成5年度）

- 協議では、各委員から次のとおり意見・質問等があった。

《各委員等の発言》

- （佐藤委員）

協議対象ファイルⅠ（「美しい森林むらづくり関係事業計画書、美しい森林むらづくり基本構想策定事業、美しい森林むらづくりモデル事業」）ですが、一つ論点として、広域的な事業で、それぞれの自治体で歴史公文書が残らない可能性がある。そのときに広域行政を行う県としてとるべきものかどうかという観点。県の主要な事業ではない、ということですね。今、事務局の方からご説明があって、予算規模的にも小さいということで、歴史公文書に特段指定する理由も説明の通りないと思うところでした。

Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに関してはやはり、災害に関するもので重要なものだと思いますので、一体として歴史公文書にすべきであると考えてます。Ⅴについても歴史資料としての重要性があると思いますので、歴史公文書に設定すべきかと思います。以上です。

- （加藤委員）

私も基本的にはⅠは廃棄相当で差し支えないかなと思いました。ただ、県のアーカイブズとして、郡や市の行政のウエートが近い文書を、どのような形で残していくのかということに関しては、どこかで議論をすべきではないかなというふうな論点には思いました。組織アーカイブズの観点からいけば、県にとって重要かどうかというところが一義的に問われると思うので、その意味ではⅠは廃棄ということになると思いますけども、山形県内の基礎自治体でアーカイブズがあるかどうかということではいくと、ない方が多いので、そこは検討する必要あるかもしれませんが、今回に関しては廃棄でよろしいと思います。

Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを一体的に残すかどうかについては、確かにⅣは写真が中心で、これ

を永久に残すのかどうかというところは、ちょっと悩ましい部分で私はなくてもいいのかなというふうには思いました。「(平成五年度低温日照不足農作物等気象災害) ①」(Ⅱ)と「②」(Ⅲ)でもって、この災害対応の記録で、災害対応の記録の中に、現地視察というものが、県にとって重要な施策なのかどうかということを考えたときには、これは県にとっての重要な施策ではないのかもしれないと感じましたので、「③」(Ⅳ)は特に廃棄相当でも差し支えないというのが私の見解でございました。

Vの公営競技関係のものは、これも先ほどのIと同じような形で、どこまで県が、上山で主体となって行っている競馬場の競技というものに関して残していくのかというところと関わってくると思ったんですけども、歴史的には県全体にとっても、この公営競技のこの競馬場は重要な歴史的な位置づけがあった娯楽施設ではないかと思いましたので、私も基本的にはVは移管でよろしいというふうに思った次第でございます。私からは以上です。

○ (葉丸委員)

まずIについては、私は事業規模が大きいのか小さいのかというところがよく分からないなと思って拝見していたんですけど、予算規模的に大きなものでなければ廃棄でいいというふうに私としては考えました。

Ⅱ, Ⅲ, ⅣについてはこのうちⅢの8番ですね、この被害報告っていうものが確定版で入っていて、これはどういう被害があったかというの、おそらくこのときの米不足ってすごく報道も多かったように記憶していますので、これはすごく大事な資料なのではないかなと思って、このⅢは残すべきだろうというふうに考えていますが、ⅡとⅣは特段その必要性は今は感じておりません。

Vについては、この上山の競馬場、私競馬場があったということも知らなかったんですけど、地域にとっての競馬場というのはすごく大きな役割があるっていうことが一般論としては言えますし、それから何か所有地を巡っての訴訟があったのかなっていう資料もあって、それはある程度保管しておく必要があるのではないかと。今、こういうふうにあるのは、どうしてかみたいところを保管しておく必要があると思いました。私からは以上です。

○ (和泉田委員長)

ありがとうございました。そうしますと、まずは形式的にまとめますと、Iに関しましては、多数が廃棄で結構だということですね。私もそれは同感です。

それから似たようなものとしてはVについては3人の委員が残すべきだと。ただIとVについてはどういう考えで、どういうものを残してどういうものを廃棄で結構だと考えるのかについては、市町村が本来保有している文書で市町村が持っていればそれでいいのか、それ以上に何か重要性があるのか、それ以上に重要性があるっていうことがVについては、皆さんの共通認識だったので、まずそれを残すということで、今回意見の一致があったように思われます。Iはどうして残さないのかという点で、2種類の考え方があって、規模が小さいと、かつ、トンネル事業つ

という言葉が適切かどうかは分からないんですが、基本的には地元市町村の申請に係るものだったということですね。

これを前例として残して、この考え方で決めたということだけ記録しておけばよろしいでしょうか？ 結論についてⅠについては廃棄で賛成です。

○（佐藤委員）

Ⅰについて、事務局でチェックしてくださって、こちらに報告いただくときに、先ほどのような金額を何千万程度とか、億以下などと書いていただくと、一つの基準として、こちらであんまり見なくても、一つわかりやすいポイントとしてはあるのかなと思いますのでご検討いただければと思います。

○（和泉田委員長）

他の委員の先生方もいかがでしょうか？ 多分賛成という考えのような気がします。今回は四千何百万規模だということですが、その程度だということで、大規模でないものということ、また、基本的には市町村の記録だということで、今回は廃棄で結構だということですね。

Ⅱ，Ⅲ，Ⅳに関しましては、基本的にはⅢについては残すということで一致しておりまして、私の私見を交えますとⅡについても何か重要ではないかというふうに思ったところです。

Ⅳにつきましては、佐藤委員、それからⅡ，Ⅲを残すというのが私と加藤委員の考え方で、Ⅱは残す必要がないとおっしゃっているのは薬丸委員ですので、特に何か理由があれば。

○（薬丸委員）

私が特段Ⅱはそんなに必要じゃないのかなと考えた理由としては、結局どういう被害だったかっていう事実が重要であって、それについてどういう陳情が行われたかとかどういう要望が上がったかっていうことは、さほど重要ではないのかなというふうな印象を持ちましたので先ほどのように回答させていただきました。

○（和泉田委員長）

それに対してⅢは、被害報告確定、客観的事実が載ってるということですね。

○（薬丸委員）

はい、そこに着目をして、私の中で振り分けた次第です。

○（和泉田委員長）

ありがとうございます。それでは、Ⅱについて、残すべきだとおっしゃった先生方から何か理由付けがあれば。

○（加藤委員）

公文書管理法の趣旨は、結論だけではなくて、その政策の意思決定過程を残すところが、公文書の移管にとって非常に重要だと思っております。その意味では、何が決まったかだけではなくて、その決まる過程そのものを残すことが公文書にとって非常に重要なのでそういう意味では、確かにここでは確定的な情報はまだ出てない段階ですけども、どのようにそれが確定されるまでの意思決定過程がなさ

れたのかということを考える場合においては、Ⅱも含めた方がよろしいというふうに私は判断をいたしました。

○（和泉田委員長）

ありがとうございます。薬丸委員はいかがでしょうか？

○（薬丸委員）

県政がどういうふうな過程を経て、意思決定をしていったかっていうその過程が行政の手続き的には必要、とても大事なことで透明性を確保するっていう観点からは確かに必要かもしれないなと考えを改めました。

○（和泉田委員長）

それでは残るⅣですけれども、佐藤委員特に何か残す理由があればもう一度お願いいたします。

○（佐藤委員）

先ほど少し事務局に確認しましたら、「(平成五年度低温日照不足農作物等気象災害) ①」(Ⅱ)、「②」(Ⅲ)、「③」(Ⅳ)というつけ方で一連のものであろうということで、公文書の一体性というものを意識するという意味では、「③」(Ⅳ)を残してもいいかなと思った次第ですが、先ほどざっと見た限りだとあんまり文書と対応しないので、これが歴史公文書になるかどうかについて固執するものではありません。

○（和泉田委員長）

ありがとうございます。逆に残すべきでないというような何か、特に積極的な理由づけ、おっしゃってくださる委員はいらっしゃいませんか。加藤委員、お願いします。

○（加藤委員）

私は先ほど申し上げたんですけど県にとっての意思決定過程、つまり県政にとってどういう価値があるかというところの観点からいったときに、もちろん国やそれから議員団体っていうものの行動っていうものは、そこと密接に関係はあるとは思いますが、県がという、主語で考えたときに、Ⅳは議員らの視察っていう、外からへの対応っていうことなので、ⅡとⅢの文章に比べるとやや軽微かなというふうに思ったということと、私の今までの経験上からシリーズであっても、全部残すか残さないかっていうのはその文書の内容に応じて判断している経験がございますので、そういった観点から私の方ではⅣまで取る必要はあまり積極的にはないかなと思ったところでございます。

○（和泉田委員長）

ありがとうございます。今おっしゃっていただいた意味でも、政策決定の経緯を跡付けるという意味からの、あまり重要性が高くないという言い方もできますでしょうし、Ⅱ、Ⅲの文書との一体性もそれほど高くないということを佐藤委員おっしゃってくださったので、Ⅳは、廃棄で結構という提案で意見を述べるということで、よろしいでしょうか？

（異議なし）

ありがとうございました。それでは今回5つのファイルに関しての意見に関しては以上なんですけれども先ほど、全体の文書を見ている中でもいろいろご意見があったようなので、そういったことも含めて何か他にご意見ございませんでしょうか？

○（佐藤委員）

今回からだったような気がするんですけど、30年以下のチェックのというカリストについても出していただきましてありがとうございました。その中で事務局の方からご説明がありましたけれども、30年以下の文書に関してもセンターなり、学事文書課の方で問い合わせをして主務課とのやり取りのものを綴られておまして、やはりこういったコミュニケーションが非常に大事なのかなと思います。

先ほどちょっと和泉田委員とも話してたんですが、もし可能でしたらこのやり取りの部分のところを委員会の方に報告いただいて、特に10年以下でやはりセンターの方で気になってちょっと議論のあるものについてはやはり公文書管理委員会の方でも、意見を述べるような、ないしほどの程度のチェック体制にあるのか、どの程度チェックをしてらっしゃるのかっていうことを知る上でもこの部分、報告なり事前に教えていただければ、より充実するのかなと思いますし、ぜひ、30年未満に関してもリストを見る機会をいただければと思います。以上です。

○（和泉田委員長）

はい、ありがとうございました。30年未満の文書に関しましては、基本的には私達（委員）の目には触れずに決まってるんですけども、今見たところ、センターの方で、この文書廃棄でいいのかみたいなやり取りがあって、委員会としてもこれを見せていただくといいのかなというふうに先ほど佐藤委員と話してたところです。

それで今のお話になったんですが、ここの30年未満の文書についての現状の対応の仕方がどうなっているのかということと、あと、今のご提案に関してできそうかできなさそうか。あるいはちょっと検討を要するなど、何か回答いただいてもよろしいでしょうか？

○（事務局）

今年度の疑義照会の現状を申し上げますと、4月に文書クリーン運動という形で全庁的に実施を行いました。各課から廃棄リストが提出されたものを順次事務局職員で確認しまして、これは該当するんじゃないのかと疑義があったものは、そちらに綴っておりますけれども、内容調査票という形で、どういった文書が綴られているかと、歴史公文書に該当しない理由というところを記載して回答いただいております。

それでなお疑義があるものは現物を見たりはしておりますけれども、大体はそのやり取りで内容を把握しているという現状でございます。今回説明で漏れてしまったのですが、全部で537件の疑義照会を行いました。

一応それを取りまとめて一緒に綴らせてはいただいたのですが、皆様に5万件の

内容全てをご報告するのも時間的なものですか、それから、非常に軽易なものも多いということもありますので、そのあたりは、今ここで回答を申し上げるのは難しいのかなというふうに思っておりますが、とりあえず今年度はこういったやり方でやっております。

○（和泉田委員長）

ありがとうございました。今年度に関して、この537件に関しての、これが出来上がったのが、タイミング的にはいつ頃だったのでしょうか？

○（事務局）

委員の皆様、1月26日付でリストを送付しておりますけれども、前日までその作業をずっと続けておりました、その後委員の皆様から来た120冊分も含めて、537件ということになっております。

○（和泉田委員長）

そうすると、締め切りが2月22日ぐらいで私たち意見述べて、その回答が来たのが、先週、今週に入ってから、それと一緒にこれできた。

○（事務局）

そうですねそのリストの完成は先週出来上がったような状況でございます。

○（和泉田委員長）

1月の段階ではこれは見られないと、今年度のタイミングでいうと1月の段階ではこれはできてなかったということですね。

○（事務局）

積み上げですので、建制順などの並び替えが必要でなければ、どんどん下に追加したものであればその時点時点のリストというのは常にありますので、1月26日時点までという形では、もちろんリストはございます。

○（和泉田委員長）

今年度のタイミングでいうとそういう感じですね、本来もし見せていただくのであれば、1月下旬にリストと一緒に見られると準備上委員としてはちょうどいいかなと思っておりますが、即答はできないと思いますので、ご検討いただきたいと思っております。

これらに関しまして、委員の先生方何かご意見、補足などございましたら。

○（佐藤委員）

小さいことなんですけど人員体制について、事務局の人員体制チェックのときの人員体制について教えていただけませんか？

○（事務局）

はい、公文書センターの職員3名と、当課の職員3名、計6名で行っております。センター3名が全部行ったものを当課3名が部局を割り振っておりますので、ダブルチェックをしている、というようなイメージでございます。

○（佐藤委員）

ありがとうございました。

○（事務局）

補足でございますけれども、昨年度に比べて私どもの担当者が、1名減になっている中で、作業させていただきました。その中で特に昨年度に比べてもですね、スピード感もほぼ同じような形でよくやったと思っているところでございます。

○（和泉田委員長）

関連してご意見などございませんでしょうか？

本委員会の意見としましては番号Ⅱ，Ⅲ，Ⅴが、歴史公文書であるということによろしいでしょうか？（異議なし）

ありがとうございました。このように意見を述べさせていただきます。

（2）その他の協議事項について

○（和泉田委員長）

続いて、その他の方に移ります、協議事項（2）のその他として、山形県公文書等管理委員会運営要領第9条に基づく委員会の運営に必要な事項について、事務局から提案があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○（事務局説明）

○（和泉田委員長）

ありがとうございました。ただいま事務局から提案のあったWebシステムの利用要領の案について、皆様にお諮りしたいと思います。まず、何かご意見ご質問はございませんでしょうか？薬丸委員。

○（薬丸委員）

Web会議システムを、私はいつも結構利用させてもらってるんですけど、資料は別に郵送でなくても、Web会議システムができるってことはメールとかも受信できるってことが前提なので郵送またはメールによる送信ってした方が、お互いの負担がなくていいのかなというふうに思いましたので、そこをちょっと検討していただければと思います。

○（和泉田委員長）

Webシステム利用する可能性のあるのは、加藤委員も佐藤委員も同じでしょうか。

○（佐藤委員）

そこを質問したかったです。これってハイブリッドなんですか。それともWeb会議ってWebだけなんですか。

○（事務局）

ハイブリッドで考えております。一応、これまでうちの課でやらせていただいている審査会では、会長だけ現地に来ていただいてあとはWebというような形もありますし、それ以外でも一部の方だけWebっていうこともございますので、ハイブリッドと考えております。

○（和泉田委員長）

はい。それでは、今の薬丸委員からのご意見があったということでご検討いただ

きたいと思います。それでは、第7の文言について、配布する資料は、委員会当日までに郵送または、メール送信するものとする。軽微な語句の訂正が必要な場合は、会長に一任していただいでよろしいでしょうか、今の趣旨で、はい、決定させていただきたいと思います。そのような修正を加えて、承認ということによろしいでしょうか？

○（加藤委員）

よろしいでしょうか？もしかしたら今後、県庁のシステムにおいて、例えばメールに添付ではなくて、メールは案内だけで、資料はクラウド上からダウンロードということになるかもしれませんので、メール等の方がいいんじゃないでしょうか？

○（和泉田委員長）

ありがとうございます。メール等の中に包含するということと、あるいは、疑義があった場合はそのように解釈するというので、はい。郵送あるいはメール等で送信する、微妙なところは一任させていただきたいと思います。そのように修正して承認ということによろしいでしょうか？

はい。それでは事務局提案のWeb会議システム利用要領案は、修正を加えて承認されましたのでよろしくお願いいたします。最後にこの場で協議したい事項などはございませんでしょうか？

○（佐藤委員）

年に1回の機会ですので発言の機会いただければと思うんですが、この公文書管理条例の委員会自体が平成30年の情報公開提供の検証見直し第三者委員会等に始まるのかなと思うんですが、そこでやはり指摘されている課題というのがこれまでの中でどうなってきたのかということを考える必要があるのかなと、一つは人員の拡充と公文書館の設置ということが改善の方向として示されているわけですが、やはりこの公文書館の設置というものは求めていきたいと思います。それに含めて昨年も指摘しましたが山形県立博物館の移転の問題とぜひ担当課と協議していただきたいということが一つ。

あと全く別の観点ですが保管延長の問題、昨年も指摘しましたが、これに関しても、やはり平成30年の時点で指摘されておって、常に参照しているものなど、真に必要なものに限定する方向性でということが示されているわけですが、それに合わせた改善というのがなされてきたのか、その後の啓発とか改善等の状況について今後とも見てきていただければと思いますし、平成30年で示されている課題ですので、改善に向けて動いていただければと思います。以上です。

○（事務局）

可能性として一つは、県立博物館の移転の問題がありますので、その議論の中で、公文書センター、公文書館をどうしていくのかということが議論されていくというふうには考えておりました、県立博物館につきましては、今年度は基本構想の策定に向けた、専門家からの意見をもらうような形の会議を開催しているというところで来年度につきましては、基礎調査をやっていくというようなことになっておりま

す。

今年度の専門家の会議の中で、若干その公文書センターについての議論もあったというふうに聞いておりますので、その県立博物館がどうなっていくのかを考えながら、公文書館について考えていくことになるんだろうと思っております。

あとは博物館と一緒にいいのか、それとも今のように県立図書館の方がいいのかなどというようなことも、その中で考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それから他の延長の問題につきましては昨年度も8万冊あるということで御指摘いただいたところをごさいますして、私どもの方で全庁的に発行している文書だよりというものの中でも、安易なその他保管延長はしないようにというようなことをその記載した記事を載せさせていただいておりますので、引き続き啓発を図っていきたく思っております。以上です。

○（和泉田委員長）

ありがとうございました。

○（佐藤委員）

なかなか昨年と同じ回答になってしまう面はあると思うんですが、ぜひ博物館の問題、図書館との問題に関しては他課と議論をぜひしていただきたいということが一つ。図書館なり、博物館の担当課とぜひ議論をする必要性があるのかなど。その場合に一つ複合施設とするかどうかという問題と、もう一つ県史の資料を、学事文書課で持ってらっしゃる、県史資料室とかで持ってらっしゃるので、県史で集めた資料とか情報をどうしていくのかも検討していただきたい。館の問題ではなくて資料情報の問題に関しても、ぜひ協議をして進めていただければなというお願いでした。以上です。

○（和泉田委員長）

何かありますか。

○（事務局）

県史資料室が、実はあの西村山にある県のその支庁舎の中にごさいますして、そこにもすごい膨大な資料がごさいます。県史資料につきましては、現用文書というような整理で歴史公文書にはしていないものでごさいます。あとは今の公文書センターは収蔵庫も限られていますので、一緒にすることもできないということでごさいます。佐藤委員がおっしゃってるのは、博物館と一緒になるときにこの県史資料室も一緒にしたらいいんじゃないかという、、、。

○（佐藤委員）

いや、すべきかどうかを県庁の中で議論してほしい。

○（事務局）

はい、そうですね、そういったことも検討する必要あるのかなというふうに、はい。改めて思ったところでごさいます。

○（和泉田委員長）

はい。佐藤委員よろしいでしょうか？はい。他にご意見ございませんでしょうか。今回4回目の意見聴取ということでしたけれども、4回目になりましたでしょうか。来年度に向けた改善点なども結構です。

○（加藤委員）

私は、今回から初めて参加させていただいたんですけれども、昨年私は夏にセンターの書庫を見させていただいて、ただまだ県庁の書庫とかは、現用の文書の書庫とかは見たことがなかったりしているので、評価選別をするときって、全体像がどのくらいあって、その中でどれを残していくかっていうことがすごく重要だなと常々思っていて、できるだけ山形県のお役に立つという意味では、年度末に評価をするときじゃない、いつも皆様忙しいから難しいのかもしれないですけど、何かどこかの時期に、例えばセンターの今書庫がこういう状況になってるとか、県の地下書庫が今こういう状況になってるっていうのを委員の皆様と一緒に視察した後に何か情報交換の機会等があると、いろいろ機微がわかる中で、委員会の議論もできるかなと思ったところでございます。

○（和泉田委員長）

実際の文書管理についての実施状況について、何かこう、見る機会があった方がいい、特に定期的にとということですね。あった方がいいというご意見、私も賛成でございませう。

そこから付け加えて思ったんですけれども、研修についても何かちょっと覗かせていただく、のは可能なものでしょうか。そうできれば。

○（加藤委員）

その職員の研修ですか、それはそういう機会もあれば、委員長のご意見の中であれば、それは嬉しいと思いますけれども。とにかく何かあれこれ要望するとあれだから無理のない範囲でとは思いますが。

○（和泉田委員長）

何かそういった意見もあったということで、ご検討いただければ幸いです。はい薬丸委員お願いします。

○（薬丸委員）

私一応何年か前から公文書委員会なんですけど、今日初めて参加をさせてもらって毎回思ってたんですけど、ファイルの一覧が来ると結構面食らうというか、ばーっと並んで、どう判断していいのかわかんないっていうのを初めに感じたんです。

一気にこう見るとなると、こちらはどうしても抜けとか粗い作業になってしまうので、もうちょっと何か、このリストができるのはすごい直前だっていうふうに先ほどおっしゃってたんですけど、途中でもいいので何か開催した方が、こちらもしっかりと検討できるんじゃないのかなっていうふうに思ったんです、なんか半分ぐらいを半年でやるようなイメージですかね。何かそういうふうにやらないとダーツと考えるのも結構、不安が残るといいますか、いいのかなというふうに思うので、ちょっとそこも、開催の頻度についてもご検討いただければいいのかなと思いました。

○（和泉田委員長）

実施状況についての視察に限らず、今回のような意見を述べるような機会を1回って限定しないことも、視野に入れたらいかがかというご意見だと思います。事務局から何かございますか。この時点での何か感触。加藤委員のご意見に対してでも結構ですが。

○（事務局）

はい加藤委員からは一度昨年ですね、7月でしたか、公文書センターを見ていただきまして、その書庫の保管の仕方などをその場でいろいろ教えていただいて、すごくありがたかったというふうに思っております、またぜひ委員の皆さんも含めて、ご覧になっていただけるとありがたいというふうに思います。

また県庁の書庫はすぐそこにありますので、そちらについても、仮に来年度、年度途中で開催するようなことありましたらば、ご覧になっていただく機会を作らせていただければと思います。今日の次長の挨拶の中に少しあったんですけども、来年度は電子決裁とか、電子保管についての検討を始めなければならないということで、場合によっては委員の皆様にもご相談するような機会があると思いますので、そのような機会なども視野に入れながら実施できればというふうに思っております。

あと少し管理委員会の頻度につきましては、実は2年前に何か一度そういうお話いただいていた、できないか、模索をしようかと思ったときがあったんですけども、改めてご意見いただいたので、なるべく負担のないように考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○（和泉田委員長）

それでは、今のご意見について検討していただきたいと思います。他にございませんでしょうか？はい。それでは予定されておりました協議は全てこれで終了となります。協議のスムーズな進行および積極的なご意見をおっしゃっていただきありがとうございます。では、マイクを返します。

6. 閉 会

○（事務局）

和泉田委員長ありがとうございました。その他皆様から何かこの場でお話はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局から1点ご連絡をさせていただきます。本日使用しました資料のうち、廃棄予定文書ファイル一覧表につきましては、個人情報が含まれておりますので、この後事務局で回収をさせていただきます。それから事前に郵送して、本日ご持参いただいたかと思うんですが、事前送付した廃棄予定公文書ファイルと歴史公文書ファイル、修正前のものでございますので、本日回収をさせていただきますのでそのまま机の上に置いておいてお帰りいただきますようお願いいたします。それでは以上をもちまして、令和5年度公文書等管理委員会を閉会いたします。長時間のご協議どうもありがとうございました。